

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<http://www.zenhokyo.gr.jp>〕

－今号の目次－

- ◆【事務連絡】保育所等に関する監査の標準化について等(こども家庭庁)……………1

◆ 保育所等に関する監査の標準化について等（こども家庭庁）

令和8年3月31日、こども家庭庁より、事務連絡「保育所等に関する監査の標準化について」等が発出されました。

保育所等に関する監査については、令和6年度に実施された「保育現場でのDX推進に向けた調査研究事業」において、自治体ごとに監査調書の項目等に差異があることが課題として整理されました。

それらのことをふまえ、令和7年度に実施された「保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究」にもとづいて、標準的な監査調書等の作成や関係通知等の見直しが実施され、このたび事務連絡として発出されました。

なお、当該標準的な監査調書等については、令和9年度に保育業務施設管理プラットフォームに実装されることが予定されています。

あわせて、令和6年度の地方分権提案において保育所等に対する監査項目の根拠法令等を明示するなどの提案があったことを踏まえ、監査項目の根拠法令が明示されるとともに、根拠法令が存在しない通知等に基づく監査項目については行政機関との連携等を求める参考項目として整理されています。

また、本事務連絡のほか、事務連絡「保育所等についての指導監査の実施に関する留意

事項について」および事務連絡「児童福祉行政指導監査の実施について」等、以下の通知も発出されています。

★事務連絡「保育所等に関する監査の標準化について」では、
「**根拠法令の明示**」と「**参考項目の整理**」がされています。

★事務連絡「保育所等についての指導監査の実施に関する留意事項について」では、
「衛生管理の柔軟化」、「指導計画作成の負担軽減」など、**現場の負担に配慮した柔軟な指導**がされるよう示されています。



【調査研究における検討をふまえ改正された監査に関する通知】

- 児童福祉行政指導監査の実施について(令和 7 年 3 月 21 日付けこども家庭庁成育局長・支援局長連名通知)
⇒児童福祉法第 46 条第 1 項に基づく保育所及び児童厚生施設等への指導監査
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(平成 27 年 12 月7日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)
⇒就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 19 条第 1 項に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査
- 児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について(平成 26 年 12 月 24 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
⇒児童福祉法第 34 条の 17 第 1 項に基づく家庭的保育事業等への指導監査
- 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について(平成 27 年 12 月7日内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)
⇒子ども・子育て支援法第 14 条第 1 項及び第 38 条から第 40 条までにに基づく特定教育・保育施設への指導監査及び同法第 14 条第 1 項及び第 50 条から第 52 条までにに基づく特定地域型保育事業への指導監査

- 特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について(令和元年 11 月 17 日付け内閣府 子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知)

⇒子ども・子育て支援法第 30 条の 3 において準用する法第 14 条第 1 項及び第 58 条の 8 第 1 項に基づく特定子ども・子育て支援施設等への指導監査

- 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について(平成 28 年2月 15 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官通知)

⇒子ども・子育て支援法第 56 条第 1 項に基づく特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者への検査

- 子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について(平成 27 年9月3日付け内閣府 子ども・子育て本部統括官・厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長連名通知)

⇒子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について(平成 27 年 9 月 3 日付け内閣府 子ども・子育て本部統括官・厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長連名通知)に基づく保育所への指導監査

※「全保協ニュースNo.26-03」にて案内済

(事務局まとめ)

- 自治体向けの「監査調書」が国として標準化されたほか、**保育所等の施設側が使用できる「自己点検票」**も作成されています。
- 「監査調書」が国として標準化されたことにより、**複数の自治体で施設を運営する事業者の対応負担が軽減**されることが想定されています。
- 事前の自己点検票もふまえ、監査で確認すべき項目を整理する運用が想定されています。
- 実地によらない一般指導監査の実施方法が明確化されました。
- 令和 8 年度に改修される「**保育業務施設管理プラットフォーム**」にて、**監査調書等の入力機能が実装**される予定です。
- 死亡事故等の**重大事故が発生した場合の対応と「特別指導監査」の強化**が明記されました。

それぞれの通知および監査調書等については、こども家庭庁のホームページをご確認ください。

【こども家庭庁 監査に関する情報】

こども家庭庁ホームページ ホーム > 政策 > 保育 > 監査に関する情報

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/kansa>

